

晴海三丁目西地区第一種市街地再開発事業に係る

C2棟都市再開発法第101条登記等業務

入札説明書

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部の調達契約に係る入札公告（平成29年9月14日付）に基づく入札については、関係法令及びこの入札説明書によるものとする。

- 1 入札等実施要領
- 2 競争参加資格及び競争参加者に求められる義務
- 3 請負契約書（案）
- 4 個人情報等の保護に関する特約条項（案）
- 5 仕様書（案）
- 6 晴海三丁目西地区第一種市街地再開発事業に係るC2棟都市再開発法第101条登記等業務
共同体協定書
- 7 晴海三丁目西地区第一種市街地再開発事業に係るC2棟都市再開発法第101条登記等業務
共同体協定書第8条に基づく協定書
- 8 競争参加資格確認申請書

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
都心業務部晴海・勝どき都市再生事務所

1 入札等実施要領

1 契約担当役等の氏名及び名称

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
本部長 田中 伸和

2 業務内容

(1) 業務名

晴海三丁目西地区第一種市街地再開発事業に係る C2 棟都市再開発法第 101 条登記等業務

(2) 業務の仕様等

仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から平成 30 年 3 月 31 日まで

3 入札保証金及び契約保証金

免除

4 競争参加資格確認書の提出期間等及び回答

(1) 予め電話で提出日時を連絡の上、内容を説明できる者が持参すること。

イ 提出期間

平成 29 年 9 月 15 日(金) から平成 29 年 10 月 2 日(月) までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 10 時から午後 5 時まで(ただし正午から午後 1 時の間は除く)

ロ 提出場所

〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7
八重洲ファーストフィナンシャルビル 18 階
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
都心業務部 晴海・勝どき都市再生事務所 事業調整課
担当：高畑・田中
電話 03-5200-8643 FAX 03-5200-8602

(2) 当機構において、参加資格の審査の後、競争参加資格確認通知書を送付する。

イ 送付予定日

平成 29 年 10 月 11 日(水)

5 苦情申立て

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、本部長に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次に従い書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- ① 提出期限： 平成29年10月19日（木）午後5時
- ② 提出場所： 〒163-1313
東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 新宿アイランドタワー13階
独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 総務部経理課
電話03-5323-0631
- ③ 提出方法： 書面は持参することにより提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (2) 本部長は、説明を求められたときは、平成29年10月27日（金）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。
ただし、一時期に苦情件数が集中する等合理的な理由があるときは、回答期間を延長することがある。
- (3) 本部長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下する。
- (4) 本部長は、上記（2）の回答を行ったときには、苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により遅滞なく公表する。

6 質問書の提出及び回答

- (1) 入札、仕様等に対する質問は、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。
- イ 提出期限
平成29年10月10日（火）午後5時
- ロ 提出場所
上記4（1）ロに同じ。
- ハ 提出方法
提出場所への持参又は同日同時刻必着での書留郵便による郵送とする。電送によるものは受け付けない。また、封筒に「質問書在中」と朱書すること。
- (2) 質問に対する回答は「質問回答書」の閲覧をもって行う。
- イ 閲覧期間
平成29年10月20日（金）から平成29年10月26日（木）までの土曜日、日曜日を除く毎日、午前10時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時の間は除く）
- ロ 閲覧場所
上記（1）ロ提出場所に同じ。

7 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

日 時：平成29年10月27日（金） 午前10時30分（予定）

場 所：〒163-1313

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 新宿アイランドタワー13階
独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 総務部 経理課
電話03-5323-0631

提出方法：持参又は郵送とする。電送によるものは受け付けない。

郵送による場合、前日までに必着のこと。この場合、封筒に件名を記載し、「入札書在中」と朱書きすること。前日までに到着しないものは無効とする。

8 入札方法等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 落札者がいないときは、ただちに再度の入札を行うものとする。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。
- (4) 本件業務において、入札に参加する者が関係法人1者だった場合は、当該手続きを中止し、再公募を実施する。

9 開札

入札者又はその代理人は開札に立ち会うこと。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

なお、入札参加者が第1回目の開札に立ち会わない場合でも、当該入札参加者の入札は有効として取り扱うが、再度の入札を行うこととなった場合には、再度の入札を辞退したものとして取り扱う。

10 入札の無効

本掲示において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、本部長により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて 2 競争参加資格及び競争参加者に求められる義務 1 に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

11 落札者の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

なお、最低の価格をもって入札した者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者となるべき者を決定する。

12 手続における交渉の有無 無

13 契約書作成の要否

3 請負契約書（案）により、契約書を作成するものとする。

14 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

15 支払条件

業務履行後の検査に合格後一括払い

16 問い合わせ先

(1) 申請書及び資料について

〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7

八重洲ファーストフィナンシャルビル 18 階

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

都心業務部 晴海・勝どき都市再生事務所 事業調整課 (担当：高畑、田中)

電話 03-5200-8643

(2) 平成29・30年度の競争参加資格について

〒163-1313

東京都新宿区西新宿六丁目 5 番 1 号 新宿アイランドタワー13階

独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 総務部 経理課

電話03-5323-0631

17 その他

- (1) 入札参加者は、入札心得書（当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式及び標準契約書等→入札（見積）関連様式についてを参照）及び上記13の契約書を熟読し、入札心得を遵守すること。
- (2) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合においては、申請書及び資料を無効とするとともに、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 落札者（下請負等をさせる場合は下請負人等を含む。）は、重要な情報及び個人情報情報の取扱いに関して、個人情報保護法等に基づく、適切な管理能力を有していること。また、4 個人情報等の保護に関する特約条項（案）による特約を、上記13の契約書と併せて、同日付で締結するものとする。下請負等をさせる場合は、落札者は下請負人等に対しても同等の措置をとらなければならない。
- (4) 本件業務の実施については、関係法令等を遵守すること。
- (5) 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

① 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- イ 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- ロ 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長担当職以上の職を経験した者（課長担当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

② 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- イ 当機構の役員経験者及び課長担当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名

及び当機構における最終職名

ロ 当機構との間の取引高

ハ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

ニ 1者応札又は1者応募である場合はその旨

③ 当方に提供していただく情報

イ 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

ロ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

④ 公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内

以上

2 競争参加資格及び競争参加者に求められる義務

1 競争参加資格

(1) 次の①から④に掲げる資格を満たしていること。

- ① 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者ではないこと。
- ② 一定の不誠実な行為により当機構から取引停止措置を受け、その後2年間を経過していない者ではないこと。
- ③ 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
- ④ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者でないこと。（詳細は、当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→「別紙 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照）

(2) 当機構東日本地区における平成29・30年度物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において、開札日までに業種区分「役務提供」の資格を有すると認定された者であること。

(3) 次のイ及びロを満たしていること（イを満たしている者とロを満たしている者が共同で申し込むことも可とする。）。

イ 土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第68条の規定に違背することなく、同法第3条第1項第1号から第3号及び第6号の事務を行うことができる者であること。

ロ 司法書士法（昭和25年法律第197号）第73条の規定に違背することなく、同法第3条第1項第1号から第3号及び第5号の事務を行うことができる者であること。

(4) 平成19年度以降に都市再開発法（昭和44年法律第38号。以下「法」という。）による市街地再開発事業に係る登記業務について、土地家屋調査士又は司法書士である本業務におけるそれぞれの実施責任者が、以下のイ及びロの実績を有すること（共同で申し込む場合においては、表示登記を担当する者がイの実績を有し、権利登記業務を担当する者がロの実績を有すること。）。

イ 法第101条に基づく表示登記業務を1件以上行った実績を有すること。

ロ 法第101条に基づく権利登記業務を1件以上行った実績を有すること。

(5) 共同で申し込む場合には、各者が上記（1）及び（2）の条件を全て満たすとともに、別添の協定書を機構に提出すること。なお、（2）の認定を受けていない者を構成員に含む共同体が本業務について申請する場合は、認定を受けていない構成員が、

開札の時までに（２）の認定を受けることが必要である。

- （６） 上記（１）から（５）に定めるものの他、掲示文及び入札説明書等に定める事項に違反する者でないこと。

２ 競争参加者に求められる業務

- （１） 競争参加者は、**８ 競争参加資格確認申請書**を表紙とし、必要な証明書等（以下「提出書類等」という。）を、競争参加資格確認申請書の提出期限までに提出しなければならない。
- （２） 当機構において（１）の提出書類等を審査後、採用し得ると判断した者を入札対象者とする。
- （３） 本件業務において、入札に参加する者が関係法人１者だった場合は、当該手続を中止し、再公募を実施する

３ 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記１（２）の認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記１（１）及び（３）から（５）までに掲げる事項を満たしているときは、申請書等提出時に「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（物品購入等）」を併せて提出することを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において上記１（２）に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

４ その他

- （１） 入札に必要な提出書類等の作成に要する費用は、競争参加者の負担とする。
- （２） 当機構は、提出書類等を審査の実施以外に提出者に無断使用することはない。
- （３） 当機構に一旦提出された提出書類等は返却しない。
- （４） 当機構に一旦提出された提出書類等の差替え及び再提出は認めない。
- （５） 入札者が自己に有利な虚偽又は不正な記載をしたと判断される場合には、審査の対象としない。
- （６） 競争参加資格の審査において資格を有すると認められた者であっても、開札の時において上記１（２）の資格のない者は、落札者とする。

以 上

3 請負契約書 (案)

請 負 契 約 書

- 1 業務名称 晴海三丁目西地区第一種市街地再開発事業に係るC2棟都市再開発法第101条登記等業務
- 2 契約期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 契約金額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)

発注者独立行政法人都市再生機構と受注者は、頭書の業務（以下「業務」という。）に関する請負契約を次のとおり締結する。

また、受注者が共同体を結成している場合には、受注者は、別紙の晴海三丁目西地区第一種市街地再開発事業に係るC2棟都市再開発法第101条登記等業務共同体協定書により契約書記載の業務を共同連帯して請け負う（法の規定により連帯できない事項を除く）。

この契約締結の証として、本書2通（受注者が共同体の場合は3通）を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年 月 日

発注者 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
本部長 田中 伸和 印

受注者

印

(総則)

第1条 受注者は、別添仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、頭書の契約金額（以下「請負代金」という。）をもって、頭書の契約期間（以下「契約期間」という。）内に業務を履行した上、その業務の目的物（以下「目的物」という。）を発注者に引き渡すも

のとする。

2 仕様書に明記されていない事項があるときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。ただし、軽微なものについては、受注者は、発注者の指示に従うものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託等の制限)

第3条 受注者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(特許権等の使用)

第4条 受注者は、この契約の履行に当たり、第三者の有する特許権、実用新案権又は意匠権に係る特許発明実用新案又は意匠を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うものとする。

(業務の一時中止等)

第5条 発注者は、発注者が必要と認めるときは、仕様書の内容を変更し、又は仕様の全部若しくは一部を一時中止することができる。この場合において、請負代金又は契約期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(契約期間の延長)

第6条 受注者は、天災その他受注者の責めに帰することができない理由又は正当な理由により契約期間内に業務を完了することができないときは、遅滞なく、その理由を付けて契約期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(危険負担)

第7条 業務の履行に当たり、第9条第4項に規定する業務の完了の前に生じた損害は、受注者の負担とする。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じた損害については、発注者が負担するものとする。

(第三者に及ぼした損害)

第8条 業務の履行に当たり、発注者又は第三者に及ぼした損害は、受注者がその損害を賠償するものとする。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

(検査及び引渡し)

第9条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を書面をもって発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に業務の完了を

確認するための検査を行うものとする。

- 3 受注者は、前項の検査の結果、不合格となり、発注者から修補又はやり直しを命ぜられたときは、発注者の指定する日までに当該修補又はやり直しを行い、発注者の再検査を受けなければならない。この場合における再検査の期限については、前項の規定を準用する。
- 4 第2項の検査及び前項の再検査に合格した日をもって、業務は、完了したものとし、目的物があるときは、当該目的物は、同時をもって発注者に引き渡されたものとする。
(請負代金)

第10条 受注者は、前条第4項に規定する業務が完了したときは、発注者に対し、支払請求書により請負代金の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰する理由により前条第2項の期間内に同項の検査又は同条第3項の再検査を行わないときは、その期間を満了した日の翌日から当該検査又は再検査を行った日までの日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。
(瑕疵担保)

第11条 業務に瑕疵があるときは、発注者は、受注者に対し相当の期間を定めてその瑕疵の補修を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第9条第4項の規定による業務の完了の日から起算して1年間とする。
(履行遅滞金)

第12条 受注者の責めに帰する理由により、契約期間内に業務を完了することができない場合において、契約期間経過後相当の期間内に完了する見込みがあると発注者が認めるときは、発注者は、受注者から履行遅滞金を徴収して契約期間を延長することができる。

- 2 前項の履行遅滞金は、その延長日数に応じて請負代金に年（365日当たり）5パーセントの割合で計算した額とする。
(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第12条の2 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構

成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。（ル）

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（支払遅延利息）

第13条 受注者は、発注者がその責めに帰する理由により約定期間を超えて請員代金の支払いを行ったときは、当該支払額について、その遅滞日数に応じて年（365日当たり）2.7パーセントの割合で計算した額を遅延利息として発注者に請求することができる。

（発注者の解除権）

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、催告によらないで、この契約を解除することができる。

- 一 受注者の責めに帰する理由により、契約期間又は契約期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないとき。
- 二 正当な理由がなく、業務に着手しないとき。
- 三 第2条又は第3条の規定に違反したとき。

- 四 第8条に規定する賠償義務を怠ったとき。
- 五 前各号に掲げるほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達する見込みがないとき。
- 六 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

- 第14条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 前条の規定によりこの契約が解除された場合
 - 二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年

法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

第15条 発注者は、第14条の場合のほか、発注者の都合により、この契約を解除することができる。

2 前項の規定により、この契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(受注者の解除権)

第16条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 第5条第1項の規定により、仕様書の内容を変更したため請負代金が3分の2以上減少したとき。

二 発注者がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないとき。

2 第15条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

(秘密の保持)

第17条 受注者は、この契約の履行に当たり知り得た秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

(相殺)

第18条 発注者は、受注者に対して支払うべき金銭債務と受注者が発注者に対して支払うべき金銭債務とを相殺し、なお不足が生ずるときは、更に追徴するものとする。

(協議事項)

第19条 この契約に定めがない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(以下余白)

4 個人情報等の保護に関する特約条項（案）

個人情報等の保護に関する特約条項

発注者及び受注者が平成 年 月 日付けで締結した晴海三丁目西地区第一種市街地再開発事業に係るC2棟都市再開発法第101条登記等業務の契約（以下「本契約」という。）に関し、受注者が、本契約に基づく業務等（以下「業務等」という。）を実施するに当たっての個人情報等の取扱いについては、本特約条項によるものとする。

（定義）

第1条 本特約条項における個人情報等とは、発注者が提供及び受注者が収集する情報のうち、次に掲げるものをいう。

一 個人情報（独立行政法人の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第2項に規定する個人情報をいう。）

（個人情報等の取扱い）

第2条 受注者は、個人情報等の保護の重要性を認識し、業務等の実施に当たっては、個人及び発注者の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

（管理体制等の報告）

第3条 受注者は、個人情報等について、取扱責任者及び担当者を定め、管理及び実施体制を書面（別紙様式1）により報告し、発注者の確認を受けなければならない。また、報告内容に変更が生じたときも同様とする。

（秘密の保持）

第4条 受注者は、個人情報等を第三者に漏らしてはならない。また、本契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

（適正な管理のための措置）

第5条 受注者は、個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の適正な管理のための必要な措置を講じなければならない。

（収集の方法）

第6条 受注者は、業務等を処理するために個人情報等を収集するときは、必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用等の禁止）

第7条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等を、本契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（個人情報等の持出し等の禁止）

第8条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等を受注者の事業所から送付及び持ち出し等してはならない。

(複写等の禁止)

第9条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の制限等)

第10条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、個人情報等を取扱う業務等について、他に委託してはならない。

2 受注者は、前項の規定に基づき他に委託する場合には、その委託を受ける者に対して、本特約条項に規定する受注者の義務を負わせなければならない。

3 前2項の規定は、第1項の規定に基づき委託を受けた者が更に他に委託する場合、その委託を受けた者が更に他に委託する場合及びそれ以降も同様に適用する。

(返還等)

第11条 受注者は、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、不要となったときは速やかに、本契約終了後は直ちに発注者に返還し又は引渡さなければならない。

2 受注者は、個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、発注者の指示又は承諾により消去又は廃棄する場合には、復元又は判読が不可能な方法により行わなければならない。

(事故等の報告)

第12条 受注者は、本特約条項に違反する事態が生じた、又は生じるおそれのあるときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

(管理状況の報告等)

第13条 受注者は、個人情報等の管理の状況について、発注者が報告を求めたときは速やかに、本契約の契約期間が1年以上の場合においては契約の始期から6か月後の月末までに(以降は、直近の報告から1年後の月末までに)、書面(別紙様式2)により報告しなければならない。

2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の報告その他個人情報等の管理の状況について調査することができ、受注者はそれに協力しなければならない。

3 受注者は、第1項の報告の確認又は前項の調査の結果、個人情報等の管理の状況について、発注者が不適切と認めるときは、直ちに是正しなければならない。

(取扱手順書)

第14条 受注者は、本特約条項に定めるもののほか、別添「個人情報等に係る取扱手順書」に従い個人情報等を取扱わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第15条 発注者は、受注者が本特約条項に違反していると認めるときは、本契約の解除及

び損害賠償の請求をすることができる。

本特約条項締結の証として本書 2 通（受注者が共同体の場合は 3 通）を作成し、発注者と受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 住所

氏名

印

受注者 住所

氏名

印

(別添)

個人情報等に係る取扱手順書

個人情報等については、取扱責任者による監督の下で、以下のとおり取り扱うものとする。

1 個人情報等の秘密保持について

個人情報等を第三者に漏らしてはならない。※業務終了後についても同じ

2 個人情報等の保管について

個人情報等が記録されている書類等（紙媒体及び電磁的記録媒体をいう。以下同じ。）及びデータは、次のとおり保管する。

(1) 書類等

受注者の事務所内のキャビネットなど決められた場所に施錠して保管する。

(2) データ

① データを保存するPC及びスマートフォンやUSBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体、又はファイルについては、パスワードを設定する。また、そのアクセス許可者は業務上必要最低限の者とする。

② ①に記載するPC及び機器・媒体については、受注者が支給及び管理するもののみとする。※私物の使用は一切不可とする。

3 個人情報等の送付及び持出し等について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、受注者の事務所から送付及び持ち出し等してはならない。ただし、発注者の指示又は承諾により、個人情報等を送付及び持ち出しをする場合には、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 送付及び持出しの記録等

台帳等を整備し、記録・保管する。

(2) 送付及び持出し等の手順

① 郵送や宅配便

複数人で宛先住所等と封入文書等に相違がないことを確認し、送付する。

② ファクシミリ

原則として禁止する。ただし、やむを得ずファクシミリ送信を行う場合は、次の手順を厳守する。

- ・送信先への事前連絡
- ・複数人で宛先番号の確認
- ・送信先への着信確認

※初めての送信先の場合は、本送信前に、試行送信を実施すること

③ 電子メール

個人情報等は、メールの本文中に記載せず、添付ファイルによる送付とする。添付ファイルには、パスワードを設定し、パスワードは別途通知する。

また、複数の送信先に同時に送信する場合には、他者のメールアドレスが表示されないように、「bcc」で送信する。

④ 持出し

運搬時は、外から見えないように封筒やバック等に入れて、常に携行する。

4 個人情報等の収集について

業務等において必要のない個人情報等は取得しない。

また、業務上必要な個人情報等のうち、個人情報を取得する場合には、本人に利用目的を明示の上、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

5 個人情報等の利用及び第三者提供の禁止について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務等の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

6 個人情報等の複写又は複製の禁止について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等を複写し、又は複製してはならない。

7 個人情報等の返還等について

① 業務等において不要となった個人情報等は、速やかに発注者に返還又は引渡しをする。

② 発注者の指示又は承諾により、個人情報等を、消去又は廃棄する場合には、シュレッダー等を用いて物理的に裁断する等の方法により、復元又は判読が不可能な方法により消去又は廃棄する。

8 個人情報等が登録された携帯電話機の使用について

発注者の指示又は承諾により、携帯電話機に個人情報等を登録し、使用する場合には、次のとおり取り扱うものとする。

(1) パスワード等を用いたセキュリティロック機能を設定する。

(2) 必要に応じて、亡失防止用具（ストラップ等）の使用等により、亡失の防止に努め

る。

- (3) 電話帳への個人の氏名・電話番号・メールアドレス等の登録（住所及び個人を特定できる画像は登録しない。）は、業務上必要なものに限定する。
- (4) 個人情報等が含まれたメール（添付されたファイルを含む。）及び画像は、業務上不要となり次第、消去する。

9 事故等の報告

個人情報等の漏えいが明らかになったとき、又はそのおそれが生じたときは、直ちに発注者に報告する。

10 その他留意事項

独立行政法人は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）に基づき、個人情報を取り扱わなければならない。

この法律の第7条第2項において、『独立行政法人等から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合には、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。』と規定されており、業務受注者についても本法律の適用対象となる。

したがって、本法律に違反した場合には、第50条及び第51条に定める罰則規定により、懲役又は罰金刑に処される場合があるので、留意されたい。

11 特記事項 無

平成 年 月 日

株式会社 ****

代表取締役 ****印

個人情報等に係る管理及び実施体制

契約件名 : _____

1 取扱責任者及び取扱者

	部 署	氏 名	取扱う範囲等
	役 職		
取扱責任者			
取扱者			

2 管理及び実施体制図 (様式任意)

平成 年 月 日

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
本部長 田中 伸和 殿

株式会社 ****
代表取締役 ****印

個人情報等の管理状況

次の契約における個人情報等の管理状況について、下記のとおり、報告いたします。

契約件名： _____

記

- 1 確認日 平成 年 月 日
- 2 確認者 取扱責任者
- 3 確認結果 別紙のとおり

以 上

(別紙) 管理状況の確認結果

【管理する個人情報等】

--

確 認 内 容	確認 結果	備考
1 管理及び実施体制		
平成 年 月 日付けで提出した「個人情報等に係る管理及び実施体制」のとおり、管理及び実施している。		
2 秘密の保持		
個人情報等を第三者に漏らしていない。		
3 安全確保の措置		
個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の適正な管理のための必要な措置を講じている。		
《個人情報等の保管状況》		
① 個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等は、受注者の事務所内のキャビネットなど決められた場所に施錠して保管している。		
② データを保存するPC及びスマートフォンやUSBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体、又はファイルについては、パスワードを設定している。		
③ アクセス許可者は業務上必要最低限の者としている。		
④ ②に記載するPC及び機器・媒体については、受注者が支給及び管理しており、私物の使用はしていない。		
《個人情報等の送付及び持出し手順》		
① 発注者の指示又は承諾があるときを除き、受注者の事務所から送付又は持出しをしていない。		
② 送付及び持出しの記録を台帳等に記載し、保管している。		
③ 郵送や宅配便について、複数人で宛先住所等と封入文書等に相違がないことを確認し、送付している。		

確認内容	確認結果	備考
FAXについては、原則として禁止しており、やむを得ずFAX送信する場合は、次の手順を厳守している。		
④ ・初めての送信先の場合は、試行送信を実施 ・送信先への事前連絡 ・複数人で宛先番号の確認 ・送信先への着信確認		
⑤ eメール等について、個人情報等は、メールの本文中に記載せず、添付ファイルによる送付としている。		
⑥ 添付ファイルには、パスワードを設定し、パスワードは別途通知している。		
⑦ 1回の送信において送信先が複数ある場合には、他者のメールアドレスが表示されないように、「bcc」で送信している。		
⑧ 持出しについて、運搬時は、外から見えないように封筒やバック等に入れて、常に携行している。		
4 収集の制限		
個人情報等を収集するときは、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集している。		
《個人情報等の取得等手順》		
① 業務上必要のない個人情報等は取得していない。		
② 業務上必要な個人情報等のうち、個人情報を取得する場合には、本人に利用目的を明示している。		
5 利用及び提供の禁止		
個人情報等を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供していない。 ※発注者の指示又は承諾があるときを除く。		
6 複写又は複製の禁止		
個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等を複写し、又は複製していない。 ※発注者の指示又は承諾があるときを除く。		
7 再委託の制限等		
個人情報等を取扱う業務について、他に委託し、又は請け負わせていない。 ※発注者の承諾があるときを除く。		
【再委託、再々委託等を行っている場合】		
再委託先、再々委託先等に対して、特約条項に規定する受注者の義務を負わせている。		
8 返還等		
① 業務上不要となった個人情報等は、速やかに発注者に返還又は引渡しをしている。		
② 個人情報等を消去又は廃棄する場合には、シュレッダー等を用いて物理的に裁断する等の方法により、復元又は判読が不可能な方法により消去又は廃棄している。		
9 携帯電話機の使用		

確認内容	確認結果	備考
① パスワード等を用いたセキュリティロック機能を設定している。		
② 必要に応じて、亡失防止用具（ストラップ等）の使用等により、亡失の防止に努めている。		
③ 電話帳への個人の氏名・電話番号・メールアドレス等の登録（住所及び個人を特定できる画像は登録しない。）は、業務上必要なものに限定している。		
④ 個人情報等が含まれたメール（添付されたファイルを含む。）及び画像は、業務上不要となり次第、消去している。		
10 事故等の報告		
特約条項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、指示に従っている。		
11 取扱手順書の周知・徹底		
個人情報等の取扱者に対して、取扱手順書の周知・徹底を行っている。		
12 その他報告事項		
（任意記載のほか、取扱手順書等特記事項があればその対応を記載する。）		

※ 確認結果欄等への記載方法

確認結果	記載事項
適切に行っている	○
一部行っていない	△
行っていない	×
該当するものがない	—

* 「△」及び「×」については備考欄にその理由を記載する。

5 仕様書（案）

別添「仕様書」による。

6 晴海三丁目西地区第一種市街地再開発事業に係るC2棟都市再開発法第101条登記等
業務共同体協定書

晴海三丁目西地区第一種市街地再開発事業に係るC2棟
都市再開発法第101条登記等業務 共同体協定書

(目的)

第1条 共同体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

- 一 晴海三丁目西地区第一種市街地再開発事業に係るC2棟都市再開発法第101条登記等業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「法第101条登記等業務」という。）
- 二 前号に附帯する業務

(名称)

第2条 共同体は、晴海三丁目西地区第一種市街地再開発事業に係るC2棟都市再開発法第101条登記等業務共同体（以下「当共同体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当共同体は、事務所を〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当共同体は、平成〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、法第101条登記等業務の請負契約の履行後3か月を経過するまでの間は、解散することはできない。

- 2 法第101条登記等業務を請け負うことができなかつたときは、当共同体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当共同体の構成員は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|--------|
| 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 | 〇〇株式会社 |
| 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 | 〇〇株式会社 |

(代表者の名称)

第6条 当共同体は、〇〇を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当共同体の代表者は、法第101条登記等業務の履行に関し、当共同体を代表して、発注者等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(分担業務)

第8条 各構成員の法第101条登記等業務の分担は、次のとおりとする。

- | | |
|----------|----|
| 表示登記業務 | 〇〇 |
| 権利関係登記業務 | 〇〇 |

- 2 前項に規定する分担業務の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところ

ろによるものとする。

(運営委員会)

第9条 当共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、法第101条登記等業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当共同体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員は、その分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が調わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する共同体の責任を逃れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、当共同体が法第101条登記等業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散等した場合においては、発注者の承認を得て、新たな構成員を当該共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散等した構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後のかしに対する構成員の責任)

第18条 当共同体が解散した後においても、当該業務につきかしかあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇他〇は、上記のとおり法第101条登記等業務共同体協定を締結したので、その証としてこの協定書2通を作成し、各通に構成員が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 印

(個人の有資格者でも可)

7 晴海三丁目西地区第一種市街地再開発事業に係るC2棟都市再開発法第101条登記等
業務共同体協定書第8条に基づく協定書

晴海三丁目西地区第一種市街地再開発事業に係るC2
都市再開発法第101条登記等業務共同体協定書第8条に基づく協定書

晴海三丁目西地区第一種市街地再開発事業に係るC2棟都市再開発法第101条登記等業務については、晴海三丁目西地区第一種市街地再開発事業に係るC2棟都市再開発法第101条登記等業務共同体協定書第8条の規定により、当共同体構成員が分担する業務の業務額を次のとおり定める。

記

分担業務額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

表示登記業務 ○○ ○○円

権利関係登記業務 ○○ ○○円

○○及び○○は、上記のとおり分担業務額を定めたので、その証としてこの協定書2通を作成し、各通に構成員が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

晴海三丁目西地区第一種市街地再開発事業に係るC2棟都市再開発法第101条登記等業務
共同体

代表者 ○○株式会社 代表取締役 ○○ ○○ 印

○○株式会社 代表取締役 ○○ ○○ 印

(個人の有資格者でも可)

※本協定書は、請負契約締結時に当機構に対し提出するものとする。

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

本部長 田中 伸和 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

平成 29 年 9 月 14 日付で掲示のありました「晴海三丁目西地区第一種市街地再開発事業に係る C2 棟都市再開発法第 101 条登記等業務」に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。なお、入札説明書 2 競争参加資格及び競争参加者に求められる義務 1 競争参加資格（1）に該当すること及び提出書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

項番	書類名称	提出部数	備考
1	競争参加資格認定通知書の写し	1 部	有効期限内で業務区分「役務提供」の認定がされているもの。紛失等で提出できない場合は、その旨申し出ること。
2	業務を行う資格を有することを証明する書類	1 部	次のいずれかの書類を提出すること ①土地家屋調査士会に入会している者がいることを証する書面の写し及び司法書士会に入会している者がいることを証する書面の写し。 ②土地家屋調査士法人であることを証する書面の写し及び司法書士法人であることを証する書面の写し なお、個人と法人の組み合わせでの申込の場合は、上記①、②の書面を組み合わせで提出すること。
3	晴海三丁目西地区第一種市街地再開発事業に係る C2 棟都市再開発法第 101 条登記等業務共同体協定書（共同で申し込む場合）	1 部	詳細は、入札説明書 6 晴海三丁目西地区第一種市街地再開発事業に係る C2 棟都市再開発法第 101 条登記等業務共同体協定書参照のこと。
4	業務実績報告書（任意様式）	1 部	平成 19 年度以降に受注し業務完了した業務で、都市再開発法（以下「法」という。）による市街地再開発事業で、法第 101 条に基づく表示登記業務を 1 件以上行った実績を証明する書類及び法第 101 条に基づく権利登記業務を 1 件以上行った実績を証明する書類。

入 札 書

金 _____ 円也

ただし、晴海三丁目西地区第一種市街地再開発事業に係る C2 棟都市再開発法第 101 条登記等業務

入札説明書を承諾の上、入札します。

平成 年 月 日

住 所
氏 名
代理人

印
印

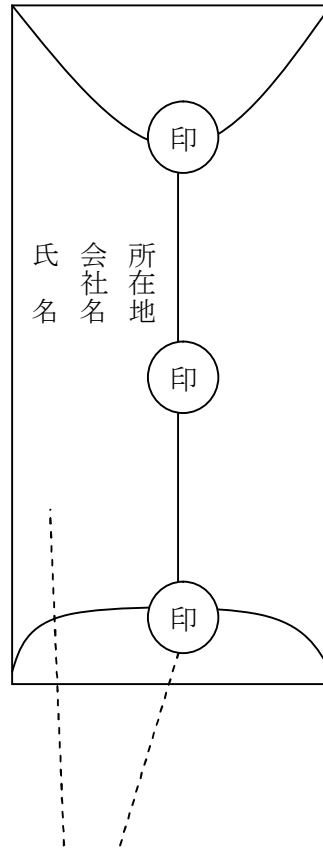
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
本部長 田中 伸和 殿

表

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
本部長 田中 伸和 殿

(晴海三丁目西地区第一種市街地再開発事業に係る㊦棟都市再開発法
第101条登記等業務 入札書)

裏



委任している場合は、代理人の氏名又は印

注：委任状は入札書に同封しないこと。郵送による場合は2重封筒とし、外封筒に委任状を同封し、書留郵便により送ること。

委任状

私は_____を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部の発注する「晴海三丁目西地区第一種市街地再開発事業に係る C2 棟都市再開発法第 101 条登記等業務」に関し、下記の権限を委任します。

記

1. 入札に関する一切の件

2.

代理人使用印鑑	
---------	--

平成 年 月 日

住所
氏名

印

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
本部長 田中 伸和 殿

※委任状には、委任者（代表者）の印鑑証明書（原本または写し。発行から 3 ヶ月以内）を添付すること。